

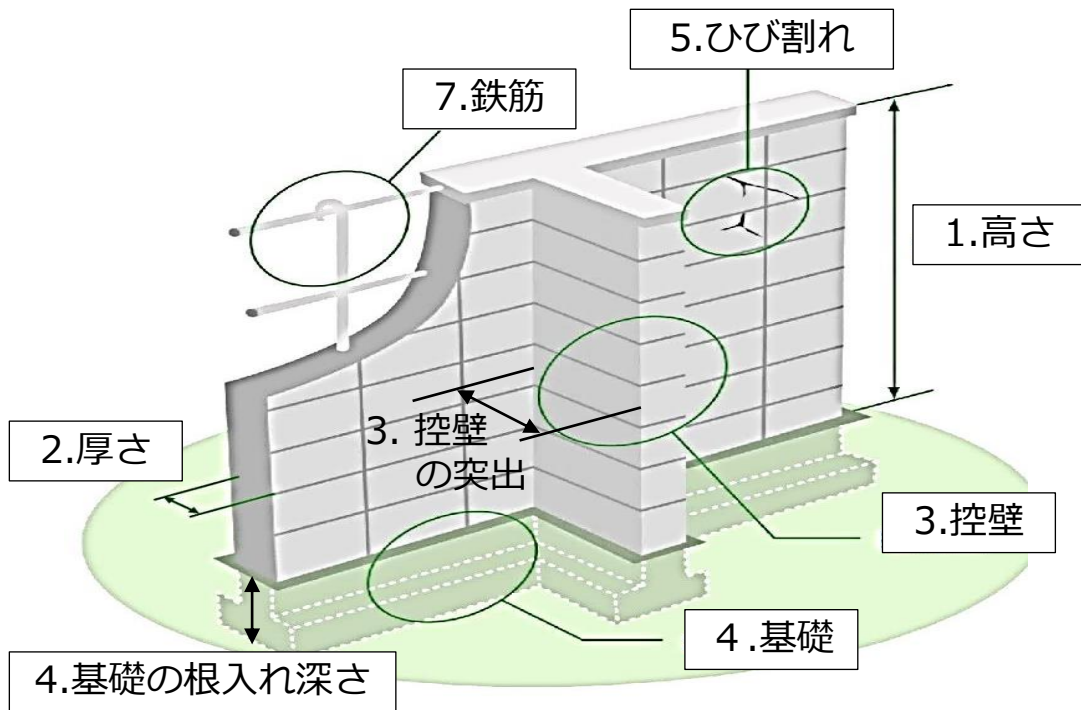
ブロック塀の撤去・改修費用を補助します！

撤去:最大30万円 改修:最大20万円

申請期間 令和4年6月1日(水)～令和4年11月30日(水)
 受付方法 先着順(予算額に達した時点で補助申請の受付は終了します)

1. 道路沿いのブロック塀の撤去が補助対象です

以下の点検項目に該当し、ブロック塀を全て撤去、もしくは道路からの高さが、60cm以下になるように撤去する工事が補助対象です。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

点検項目	鉄筋が入っているブロック塀	鉄筋が入っていないブロック塀
1. 塀の高さ	高さ2.2m以上	高さ1.2m以上
2. 塀の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以下 高さ2m以下で10cm以下	高さの1/10以下
3. 控壁	控壁がない、控壁に鉄筋が入っていない 控壁同士の間隔が3.4m以上 控壁の突出が塀の高さの1/5以下	控壁同士の間隔が4m以上 控壁突出が塀の厚さの1.5倍以上
4. 基礎	35cm以下、または根入れ深さが30cm以下	根入れ深さが20cm以下
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている またはひび割れの幅が1mm以上	全体的に傾いている ひび割れの幅が2mm以上
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	人の力で簡単にぐらつく
7. 鉄筋	9mm以上の鉄筋が縦横80cm以下で入っていない	

補助の対象にならないブロック塀

- ・隣地との間にあるブロック塀
- ・高さが60cm以下のブロック塀

2. 補助対象となるフェンスへの改修

補助を受けて撤去したブロック塀の範囲に新設する軽量なフェンス等への改修

補助の対象にならないフェンスへの改修

- ・ブロック塀撤去後、コンクリートブロックを使用するフェンス等への改修

3. 補助金額

【ブロック塀の撤去】

- ・1mあたり18,000円×2/3
- ・撤去費用の2/3
- ・30万円(上限金額)

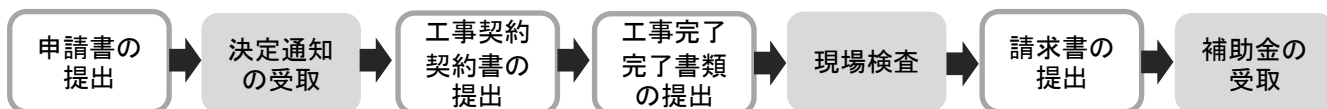
このうち
最も低い額

【フェンスへの改修】

- ・1mあたり25,000円×1/3
- ・改修費用の1/3
- ・20万円(上限金額)

このうち
最も低い額

4. 補助金交付までの流れ



※工事(契約)前に申請が必要です！ 補助金決定後に撤去工事が出来ます！

5. 申請時に必要なもの(申請書類)

見積書・図面・写真(申請書、記載例は市ホームページでダウンロード出来ます)

見積書は各工事毎に分けて用意して下さい。

一例

- ・ブロック塀工事の見積書
- ・フェンス工事の見積書
- ・その他工事の見積書

立面図

正確な寸法が必要です

必要なブロック塀の写真

- ・全景写真
- ・高さが分かる写真
- ・ひび割れ等の点検表の項目に該当する部分の写真

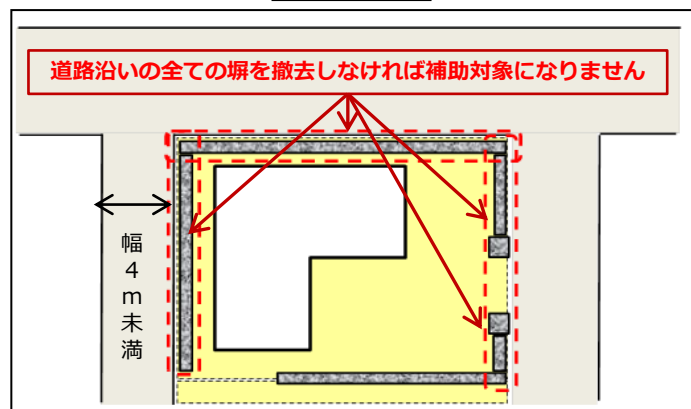
6. 申請にあたっての注意事項

道路に囲まれている敷地のブロック塀を撤去する場合は、原則、全ての道路に面するブロック塀を撤去しなければなりません。(安全なブロック塀を除く。)

幅4m未満の道路沿いのブロック塀を撤去する場合は、元あったブロック塀を撤去すると法律により、同じ位置にフェンス等が立てられない場合があります。

また、ブロック塀は、道路面まで撤去しなければなりません。

【参考図】



補助事業の詳しい内容、条件につきましては、市ホームページをご覧ください。
市ホームページは、**米子市 ブロック塀 令和4年度** で検索してご覧ください。

申請・お問合せ窓口 米子市役所 建築相談課 (本庁舎2階) ☎0859-23-5227